

農林土木工事特記仕様書（令和元年7月15日以降適用）

（農林土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

（農林土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第2条 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の「第1編共通編」において、「7日以内」、「5日以内」、「7日まで」とあるのは「土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内」と、「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と、それぞれ読み替えるものとする。また、「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において、「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（適用）【変更】

1-1-1-1 適用工事

徳島県農林土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県農林水産部、各総合県民局農林水産部が発注する農業土木工事、治山工事、林道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事实績データの登録）【変更】

1-1-1-6 工事实績データの登録

受注者は、請負代金が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の**確認**を受けたうえ受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、しゅん工時は工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に**提示**しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

（建設副産物）【変更】

1-1-1-23 建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 19 号）第 8 条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第 2 条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25 建設省令第 20 号）第 7 条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

7. COBRISの入力方法

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は、舗装版の切断作業を行う場合、切断機械から発生する排水は、排水吸引機能を有する切断機等により回収し、回収した排水については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、一定規模以上の工事においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真是、電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35 工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、当面は、経過措置期間とするが、こ

の期間においても使用に努めなければならない。

(工場の選定)【変更】

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(当初未確定な部分の施工計画書)【追加】

1-1-1-5 施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は、工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降 30 日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず、詳細が確定した段階で、当該部分の施工計画書を作成し、監督員に提出することができるものとする。

(デジタル工事写真の小黑板情報電子化)

第3条 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【農林水産部】 - デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等)

第4条 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成29年3月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

- 2 受注者は、設計図書のスランプ値の変更に際して、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督員へ提出し協議す

るものとする。なお、品質確認方法については、監督員と協議するものとする。

(鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準)

第5条 徳島県農林土木工事共通仕様書の「第1編共通編第3章無筋・鉄筋コンクリート第2節適用すべき諸基準1.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

(仮設トイレの洋式化)

第6条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、現場代理人及び主任技術者が女性の場合、設置する仮設トイレについては、「快適トイレ」を標準とする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

3 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(情報共有システム活用工事)

第7条 受注者は、本工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

2 対象工事は、下記ホームページ掲載の「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「農林土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

<http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/>

(本工事の特記仕様事項)

第8条 本工事における特記仕様事項は、別添のとおりとする。

その他特記仕様書

第1章 工事内容

1 目的

本工事は、老朽化の進行している「和田島除塵機」を更新するものである。

2 工事場所

徳島県小松島市坂野町

3 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 自動除塵機	1 基
(2) 搬送設備（傾斜ベルトコンベア）	1 基
(3) その他関連設備（通路橋等）	1 式
(4) 機側操作盤及び配線配管工事	1 式
(5) 上記関連土木工事（柵等）	1 式

4 施工範囲（数量等）

本仕様書及び工事数量総括表に記載のとおり。

除塵機本体の設計、製作、輸送、据付、試運転調整及び操作説明までの一切とする。

5 現場条件

- (1) 現地状況等から、保安対策が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。これに伴う費用は、契約変更の対象とする。
- (2) 既設構造物及び第三者へ損害を与えた場合は、請負者の責任で処理する。
- (3) 請負者は、電力会社等の関係機関と必要な調整を行う必要がある。

6 提出書類

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 承諾図書 | 提出部数 2 部（A 4 サイズ） |
| (2) 完成図書 | 提出部数 2 部（A 4 サイズ） |
| (3) 協議書類 | 監督職員の指示による |

7 仮設（工事電力等）

本工事の据付工事及び試運転調整に要する電力料金は、請負者の負担とする。

8 機械据付

据付に当たっては、厳密な芯出しを行い、水平、垂直に十分注意し、運転時に振動、異常音のないよう正確に据え付けなければならない。

第2章 設計

1 一般事項

設計に当たっては関係する諸基準，規格を遵守し，十分検討を行い，環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

2 準拠規定・基準

仕様書に記載していない事項は，下記基準によるものとする。

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1) 徳島県農林土木工事共通仕様書 | (徳島県) |
| 2) 徳島県農林土木工事施工管理基準 | (徳島県) |
| 3) 施設機械工事等共通仕様書 | (農林水産省) |
| 4) 施設機械工事等施工管理基準 | (農林水産省) |
| 5) 土地改良事業計画設計基準 | (農林水産省) |
| 6) 土地改良施設管理基準 | (農林水産省) |
| 7) 電気設備計画設計技術指針 | (農林水産省) |
| 8) 鋼構造物計画設計技術指針 (除塵設備編) | (農林水産省) |
| 9) 電気設備計画設計技術指針 | (農林水産省) |
| 10) 労働安全衛生規則 | (厚生労働省) |
| 11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 | (厚生労働省) |
| 12) 日本工業規格 (JIS) | (日本規格協会) |
| 13) 日本電気工業会標準規格 (JEM) | (日本規格協会) |
| 14) 日本電気規格調査会標準規格 (JEC) | (日本規格協会) |
| 15) その他関連法規，基準，規格，規定，指針など | |

3 設計仕様

1) 除塵機

形 式	前面降下前面掻揚式除塵機
設 置 数	1 基
水路寸法	幅 : 1.88m × 高さ : 1.76m
レーキ数	3個/基
レーキ速度	3.30m/min
電 源	3相200V60Hz

2) スクリーン

形 式	固定式バースクリーン
目 幅	0.041m
設 置 数	1 面
設 置 角	75°
設計水位差	1.0m
許容たわみ度	1/800以内

3) 傾斜ベルトコンベア

設置数	1基
ベルト幅	0.3m
機長	4.4m
傾斜角度	約8~28°
ベルト速度	30/36m/min

4) 機側操作盤

形式	屋外装柱閉鎖型
設置数	1面

4 使用材料

本設備に使用する材料及び部品等は、除塵機設備として充分耐えるものを摘要するとともにJIS規格品又は同等品以上とする。

また、工事材料は、請負者の自主検査記録を確認する場合がありますので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。

5 塗装仕様

塗装仕様は、下記要領を標準とする。

区分	区分工程	塗料名	標準塗膜厚
接水部	素地調整	1種ケレン	—
	1次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	15μ
	第1層(下塗)	エポキシ樹脂塗料	100μ
	第2層(中塗)	エポキシ樹脂塗料	40μ
	第3層(上塗)	エポキシ樹脂塗料	40μ
非接水部 (大気部)	素地調整	1種ケレン	—
	1次プライマー	有機ジンクリッチプライマー	15μ
	第1層(下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80μ
	第2層(下塗)	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	80μ
	第3層(中塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	40μ
	第4層(上塗)	弱溶剤形ポリウレタン樹脂塗料	30μ

- (1) 最低膜厚は、標準膜厚の70%以上とする。
- (2) 機械単体品については、各メーカーの標準仕様とする。
- (3) ステンレス鋼材はの表面は、不動態化処理(酸洗い)を行う。

第3章 試験及び検査

1 工場検査

監督職員が必要と認めた時は、請負者の工場内において立会検査を行うことがある。この場合、請負者は協力するものとする。

2 現場検査

共通仕様書による検査の他に、各施工工程ごとに行う。

3 試験等

据付工事が完了した時は、監督職員立会いのもとに、その指示に従い現場において試験を行う。

第4章 施工管理

- 1 施工管理は、「徳島県農林土木工事施工管理基準」及び「農林水産省施設機械等施工管理基準」に準拠し、施工管理するものとする。

第5章 その他（定めなき事項等）

- 1 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、性能上又は施工上当然必要と認められる軽微な事項については請負者の負担で処理する。
- 2 この仕様書に定めなき事項又は、この工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。

仮設トイレ設置報告書

次の工事において、仮設トイレを設置したので報告します。

1 工事名					
2 受注者名					
3 現場代理人	印				
4 提出年月日	令和 年 月 日				
5 設置した仮設トイレ	設置数 (基)	基本料金 (円)	1ヶ月料金 (円)	設置期間 (月)	合計 (円)
<input type="checkbox"/> 和式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 洋式トイレ	×	(+	×) = 0
<input type="checkbox"/> 快適トイレ	×	(+	×) = 0
	[規 格] 幅 mm × 奥行 mm × 高さ mm [付加機能]				
■ 設置期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日				
■ レンタル会社					
<和式トイレの場合>					
■ 洋式化できなかった理由					
6 備考					
<発注者(監督員)が記入>					
7 監督員					

※ 監督員は内容を確認後、メール又はファックスで農山漁村振興課へ報告して下さい。